

品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定（案） （要旨）

平成 15 年 9 月 8 日
産 業 技 術 環 境 局
リ サ イ ク ル 推 進 課

品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものであり、平成 2 年に初めて策定された後累次の改定を行い、今回の改定は 7 度目となっている。

今回の改定は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成三年四月法律第四十八号）の施行及び前回改定（平成 13 年 7 月）から 2 年間を経過したことをも踏まえ、個別品目・業種毎の 3 R 対策を質・量ともに高めていくことを目的とし、従来の「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」の充実を図ったものである。

なお、本ガイドラインの対象としている品目・業種は、一般廃棄物量の約 70%、産業廃棄物量の約 40%をカバーしたものである。

< 今回の特徴 >

. 総 論

(1)リサイクル対策の構築

・オートバイ、自動車用鉛蓄電池、ぱちんこ遊技機について、新たなリサイクルシステムを構築することとし、建設資材（石こうボード、窯業系サイディング、ALC パネル、グラスウール、ロックウール）は広域再生利用指定制度の活用による回収・リサイクルに取り組むこととした。

(2)リサイクル関連目標の拡充・強化

・アルミ缶、小形シール鉛蓄電池、建設資材（繊維板・パーティクルボード、石こうボード）について新たな数値目標を設定するとともに、ガラスびん、アルミ缶、プラスチック（農業用塩化ビニルフィルム）、タイヤについてこれまでより高いリサイクル関連目標を設定した。

(3) 3 R への設計・製造段階での配慮及び取り組みの公表の具体化

・自動車、オートバイ、家電製品、小形二次電池、ぱちんこ遊技機、パソコン、

複写機、浴槽及び浴室ユニット、システムキッチンについて、具体的な公表方法を明示した。

(4)有害物質対策の強化

- ・自動車、オートバイ、パソコン、複写機について、削減対象・削減目標・削減時期を明示した。

(5)繊維関係の内容の充実

- ・品目別（カーペット、布団、繊維製品）及び業種別（繊維工業）の3R対策内容を大幅に充実した。

(6)産業廃棄物の最終処分量の削減目標の見直し

- ・非鉄金属製造業、自動車製造業、自動車部品製造業、ゴム製品製造業、石炭鉱業において、最終処分量の削減目標の見直し又は新たに削減目標の設定を行った。

平成10年度比の平成22年度における最終処分量の削減率

非鉄金属製造業

日本伸銅協会 ▲13% → ▲61%

日本アルミニウム合金協会 新設 ▲10%

日本電線工業会 ▲25% → ▲40%

自動車製造業 ▲50%以上 → ▲87%（1.1万t）

自動車部品製造業 新設 ▲50%（平成11年度比）

ゴム製品製造業 ▲30% → ▲45%以上（平成13年度比）

石炭鉱業 ▲36.4% → ▲79.3%

． 各 論

(1)品目別ガイドライン

a．リサイクルシステムの構築

- ・オートバイ及び自動車用鉛蓄電池について、自動車リサイクル法完全施行前を目途にリサイクルシステムを構築することとした。
- ・ぱちんこ遊技機等について、回収システムを立ち上げることとした。（平成15年8月より関東ブロックで試験的に実施を予定。）
- ・建設資材（石こうボード、窯業系サイディング、ALCパネル、グラスウール、ロックウール）について、広域再生利用指定制度を活用した回収・リサイクルに取り組むこととした。

b . 数値目標

・新たに盛り込んだ数値目標

アルミ缶（再生資源利用率）	55%（平成 18 年度）
小形シール鉛蓄電池（回収率）	75%
繊維板・パーティクルボード（建設解体廃木材利用率）	60%（平成 17 年）
石こうボード（副生石膏及び回収石膏利用率）	約 60%の維持・向上

・見直した数値目標

ガラスびん（カレット利用率）	80%（平成 17 年度）→85%（平成 17 年度）
アルミ缶（回収・再資源化率）	80%（平成 14 年度）→85%（平成 18 年度）
農業用塩化ビニルフィルム（リサイクル率）	60%達成を目指す→60%（平成 15 年度）
タイヤ（リサイクル率）	90%まで向上（平成 17 年度）→90%以上に向上（平成 17 年度）

・有害物質削減目標

自動車

鉛使用量（バッテリー除く）を平成 18 年 1 月以降平成 8 年比で概ね 10 分の 1 以下に削減する。

水銀使用を自動車リサイクル法施行時点以降禁止

六価クロム使用を平成 20 年 1 月以降禁止

カドミウム使用を平成 19 年 1 月以降禁止

オートバイ

鉛使用量（バッテリー除く）を平成 18 年 1 月以降 60 g 以下（210kg 車重量）とする。（平成 8 年時点 210kg 級で 80g 程度）

水銀使用を 2004 年以降禁止

六価クロム使用を平成 20 年 1 月以降禁止

カドミウム使用を平成 19 年 1 月以降禁止

パソコン

対象物質：鉛、水銀、六価クロム、カドミウム

削減目標：1000ppm、カドミウムのみ 100ppm

削減年月：2006 年 6 月

複写機

カドミウム、水銀、鉛、六価クロム、PBB、PBDE を 2006 年度中に全廃を目指す。

c . 繊維関係品目の充実

- ・カーペットについては、リデュース対策として製造工程における発生屑類の減量化目標の設定、リユース対策として洗浄・クリーニング技術の積極的活用、リサイクル対策として易リサイクルカーペットの開発、リサイクル技術や回収方法の調査・研究などを行うこととした。
- ・布団については、リデュース対策として製造工程における原材料屑減量化、リユース対策として打ち直し、リフォームの推進、リサイクル対策としてリサイクル配慮設計商品の基準策定の検討、回収システム構築のための検討を行うこととした。
- ・繊維製品については、回収リサイクルシステムの構築のための検討、製造等事業者、流通事業者、故繊維事業者の連携によるリユース・リサイクルの推進を行うこととした。

(2)業種別ガイドライン

・繊維工業

日本紡績協会においては、紡績工程における落ち綿発生量年間 17,450 t を平成 19 年度 17,010 t に減量化する。

日本被服工業組合連合会においては、国内生産の再生ポリエステル繊維使用生地を使用し、国内事業場で縫製された製品に添付する「国産エコ・ユニフォームマーク」について平成 15 年度 40 万枚、平成 16 年度 50 万枚の添付を目指す。

日本アパレル産業協会においては、リサイクル配慮設計商品に添付する「E C O M A T E」マークについて平成 15 年度 300 ブランド 450 万枚、平成 16 年度 500 ブランド 750 万枚、平成 17 年度 800 ブランド 1200 万枚を目標とする。

・非鉄金属製造業

最終処分量の削減目標を以下のとおりと設定し、早期に達成するべく努力する。

- ・日本伸銅協会（見直し）
平成 10 年度比で平成 22 年度に 61 %削減
- ・日本アルミニウム合金協会（新設）
平成 10 年度比で平成 22 年度に 10 %削減
- ・日本電線工業会（見直し）
平成 10 年度比で平成 22 年度に 40 %削減

・自動車製造業

廃棄物最終処分量平成 22 年度目標（4.3 万 t：平成 10 年度比 50 %）を平成 13 年度に前倒しで達成（約 3.3 万 t）したことにより、新たに平成 22 年度の廃棄物最終処分量を平成 10 年度比約 13 %である 1.1 万 t にする

という目標を設定し、早期に達成するべく努力する。

・自動車部品製造業

産業廃棄物の最終処分量を平成 22 年度までに平成 11 年度比で 50%削減する目標を設定し、早期達成すべくリデュース・リサイクルを促進する。

・流通業

日本チェーンストア協会においては、レジ袋削減実績割合を平成 16 年度に会員企業平均で 20%まで引上げることを目指す。

・リース業

リースアップパソコン等のメーカーリサイクルシステムに対して、引き続き協力するとともに、関係業界団体等と連携して問題点の解決を目指す。

・セメント製造業

廃棄物利用量目標達成のため、他産業から発生する廃棄物・副産物を原・燃料として受入れ、都市ゴミ焼却灰や下水汚泥等の生活系廃棄物に属するものの受入れ、BSE問題に端を発する肉骨粉等のように社会的・技術的にセメント製造設備で処理することが適切であるものの受入れに努める。

・ゴム製品製造業

日本ゴム工業会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成 13 年度比で平成 22 年度に 45%以上削減と設定し、早期に達成すべく努力する。

・石炭鉱業

石炭エネルギーセンターにおける産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成 10 年度比で平成 22 年度に 79.3%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。

・工場生産住宅製造業

業界団体等において住宅のライフサイクル全般にわたるリデュース・リサイクルへの取組を盛り込んだ環境に配慮した住宅生産ガイドライン「エコアクション21」について、平成 15 年度上期中を目途に、目標達成項目や建築基準法改正等に伴い、必要な項目について環境目標の見直しを実施する。

・その他

鉄鋼業、紙・パルプ製造業、化学工業、板ガラス製造業、電気事業、電子・電機機器製造業、石油精製業、ガス業についても、製造工程の見直し、技術開発や他業種との連携、技術開発などにより積極的に3R対策に取り組んでいく。

業種別・品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの策定経緯について

平成 2 年 12 月 産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会は、事業者が遵守すべき事項を提示することにより、事業者の自主的な取組を促すため、10の業種別、15の品目別ガイドラインを策定。その際、原則毎年フォローアップすることを併せて提言。

平成 6 年 7 月 「今後の我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムのあり方について (意見具申)」の中で、ガイドラインを全面改定し、ニカド電池、オートバイ、タイヤ、自動車用鉛蓄電池等、小型ガスボンベ及び消火器を加えるなど、拡充・強化。

平成 8 年 3 月 「容器包装リサイクル法」の平成 9 年 4 月からの施行を見据え、品目別には、ガラスびん、スチール缶及びアルミ缶等について、リサイクル率の数値目標の向上を含むガイドラインの改定を行うとともに、業種別についても、新たに流通業に関するガイドラインを追加。

平成 9 年 4 月 自動車等の破碎物 (シュレッダーダスト)に関する適正な処理・リサイクルを図るため、自動車、オートバイに関するガイドラインについて、数値目標の設定を含む大幅な改定を実施。

平成 10 年 6 月 平成 9 年 9 月に産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会企画小委員会で提示された、「電気・電子機器の今後のリサイクルのあり方について」を踏まえ、ぱちんこ遊技機等、パーソナルコンピュータ及びその周辺機器を追加するとともに、ガイドラインの見直しを行い、さらにその進捗状況等についてフォローアップを実施。

平成 11 年 11 月 及び 12 月 同年 7 月に産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会合同小委員会で提示された、「循環型経済システムの構築に向けて」を踏まえ、品目については、複写機、ガス・石油機器、繊維製品等の 5 品目を追加し、業種については、リース業、セメント製造業、建設資材製造業等の 7 業種を追加するとともに、従来のリサイクルに加え、リデュース及びリユースの概念を盛り込み、1 R から 3 R に拡充。また、業種別には、産業廃棄物の減量化の目標値を設定。

平成 13 年 7 月 「資源の有効な利用の促進に関する法律」の施行を踏まえ、品目については、携帯電話・PH S、蛍光管等の 7 品目の追加 (うち 3 品目は業種別からの移動)、有害物質の使用削減、数値目標の拡充・強化を含む 3 R への取組を強化し、業種については、最終処分量の削減率の見直しなど、ガイドラインの充実・強化を実施。

廃棄物の発生量について

一般廃棄物

その他(パソコン、ガス機器など) 家電製品 約2% 家具 約2% 衣料品 約2%

H13.4 完全施行

家電リサイクル法

自動車

リサイクル法

H14.7 法律成立

H17.1 法律完全施行

産廃品目別

ガイドライン

容器包装

リサイクル法

H9.4 一部施行

H12.4 完全施行

食品リサイクル法

(事業系のみ)

自動車
約10%

紙
約25%

容器包装
約25%

生ごみ
(事業系、家庭系)
約30%

年間約5千万トン

<リサイクルの推進>

資源有効利用促進法

H13.4 完全施行

<廃棄物の適正処理>

廃棄物処理法

H13.4 完全施行

廃棄物の発生抑制
～リデュース(Reduce)～
政策の導入～

部品等の再使用
～リユース(Reuse)～
政策の導入～

原材料としての再活用
～リサイクル(Recycle)～
政策の強化～

製品対策

・製品の省資源化・長寿命化設計等
(自動車、パソコン、家具、ガス・石油機器、ぱちんこ台等)

・部品等の再使用が容易な設計等
(自動車、パソコン、複写機、ぱちんこ台等)

・事業者による製品の分別回収とリサイクルの義務付け等
(パソコン等)

副産物(=産業廃棄物)対策

・生産工程の合理化等による副産物の発生抑制を計画的に推進

・副産物の原材料としての再利用を計画的に推進

製造、加工、販売、修理などの各段階において
廃棄物の発生抑制、部品等の再使用、リサイクルによる
総合的な取組を実施

資源の有効な利用

グリーン購入法

H14.5 完全施行

産業廃棄物

建設業
19%

H14.5 完全施行

建設資材
リサイクル法

農業
19%

家畜排せつ物法

食料品製造業 3%

H13.5 完全施行

食品
リサイクル法

電気・ガス・熱供給・上下水道業
20%

鉄鋼業 7%

鋁業 7%

パルプ・紙 7%

化学 5%

その他
13%

産廃業種別
ガイドライン

年間約4億トン